

○厚生労働省告示第五百二十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第三百三十号を第三百三十二号とし、第八十四号から第二百二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第八十三号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五 一・三―ビス（二―クロロエチル）―一―ニトロソ尿素（別名カルムスチン）及びその製剤
第八十二号を第八十三号とし、第六十一号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の一号を加える。

六十一 五―（六―四―）〔（二・三―ジメチル―二H―インダゾール―六―イル）（メチル）アミノ〕
ピリミジン―ニ―イル〕アミノ〕―ニ―メチルベンゼンスルホンアミド（別名パゾパニブ）、その
塩類及びそれらの製剤